

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける公的研究費の不正使用に係る調査等に関する細則

## 平成26年12月18日細則第20号

### 国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける公的研究費の不正使用に係る調査等に関する細則

#### (目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター競争的研究資金取扱規程（平成22年規程第47号。以下「取扱規程」という。）第15条に定める調査委員会及び調査委員会が行う調査等に関し必要な事項を定め、公的研究費の不正使用に関する事実を把握し、その結果をもって、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）における、公的研究費の不正使用防止のための各種対策を講じ、公的研究費の適正な取扱いを確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、取扱規程第2条第1項に規定するものをいう。

2 この規程において資金配分機関とは、競争的資金を中心とした公募型の研究資金を配分した機関をいう。

3 この規程において不正使用とは、取扱規程第2条第2項に規定するものをいう。

#### (不正使用に関する通報)

第3条 不正使用（不正使用の疑いを含む。以下同じ。）があると思料する者は、取扱規程第14条第1項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

2 監査室及び不正防止推進室が自らの職務において不正使用を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

#### (通報の受付)

第4条 通報は、封書、ファクシミリ、電子メール、電話及び面談等の方法により、直接、通報窓口に行う。

2 通報は、原則として顕名により行われ、不正使用に関与した者、不正使用が行われた時期、不正使用が行われた研究資金名等の調査対象が特定され、かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。ただし、匿名による通報があった場合は、通報等の内容に応じ、顕名に準じて取り扱うことができる。

3 書面による通報等など、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、通報者に通報を受け付けたことを通知する。

4 報道や学会等の外部機関により不正使用の疑いが指摘された場合は、第2項のただし書きによる通報等に準じて取り扱う。

#### (通報者・被通報者の保護等)

第5条 通報を受け付ける場合は、通報窓口の担当者以外は見聞できないように、通報内容や通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知し、保護する方策を講じなければならない。

2 通報窓口担当者等及び当該通報事案に携わる者（以下「調査関係者」という。）は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底する。

3 調査関係者は、調査等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

4 調査内容等が漏洩した場合は、最高管理責任者は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査内容

等を公に説明することができる。ただし、通報者及び被通報者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

- 5 悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し不利益処分を行ってはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止し、又は不利益処分を行ってはならない。

#### (通報等の取扱い)

第6条 通報を受け付けた場合は、通報窓口の長は、取扱規程第14条第3項の規定に基づき、迅速かつ確実にその内容を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について事前に調査が必要であると認めるときは、取扱規程第15条に規定する調査委員会に予備調査を行わせることができるものとする。
- 3 調査委員会は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、通報の受付から概ね10日以内に、本調査を行うか否かについて決定し、最高管理責任者に報告する。
- 4 本調査を行わないことを決定した場合は、最高管理責任者はその旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、通報者の求めに応じて開示することができる。
- 5 最高管理責任者は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関に報告する。

#### (調査委員会)

第7条 最高管理責任者は、前条第1項の報告において調査の必要があると認めるときは、取扱規程第14条第4項の規定に基づき、調査委員会を招集し、公的研究費の管理に関する調査を実施させなければならない。なお、本調査は報告の日から30日以内に開始するものとする。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 研究所長
  - 二 総務部長
  - 三 財務経理部長
  - 四 不正防止推進室長
  - 五 研究医療課長
  - 六 センター外の弁護士又は公認会計士等 若干名
  - 七 その他、理事長が指名する者 若干名
- 3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 前項第6号に定める委員は、理事長が委嘱する。
- 5 前項第6号及び第7号に定める委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

#### (守秘義務)

第8条 委員及びその他の者で、委員会に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

#### (調査の実施)

第9条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及び関与の程度及び不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告し、

協議しなければならない。

- 3 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、又は研究上のいかなる不利益な取扱を受けない。被通報者が他機関に所属している場合は、当該所属機関に対しても通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金配分機関に対しても通知する。
- 4 最高管理責任者は、委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。これに対し、通報者及び被通報者は、通知された日から10日以内に、異議申立てができる。
- 5 前項の異議申立てがあった場合でその内容が妥当であると判断したときは、最高管理責任者は、適切な処置をとるとともに、その結果を通報者及び被通報者に通知する。
- 6 通報の意思を明示しない相談については、調査委員会はその内容に応じ、その内容を確認・精査し、通報に相当する理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認する。ただし、通報の意思表示がなされない場合でも、センターは、当該事案の調査を開始することができる。
- 7 不正使用が行われようとしている又は不正使用への協力を求められているという通報・相談については、調査委員会でその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者（不正使用に関与した者）に警告を行う。

（調査中における一時的措置等）

- 第10条 本調査の実施が決定された場合は、最高管理責任者は、調査結果の報告を受けるまでの間、資金配分機関と協議の上、通報された研究に係る研究費の使用停止を命じることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。

（被通報者の説明責任）

- 第11条 本調査において被通報者が研究費の不正使用に係る疑惑を晴らそうとする場合は、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

（認定）

- 第12条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行う。
- 一 不正使用が行われたか否か。
  - 二 不正使用が行われたと認定された場合は、その内容、不正使用に関与した者及びその関与の程度及び不正使用の相当額等について認定するものとする。
  - 三 不正使用が行われなかったと認定された場合は、通報が悪意に基づくものであったか否か。ただし、通報が悪意に基づくものであるとの認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として、不正使用と認定することはできない。

（調査結果の通知等）

- 第13条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正使用等に関与したと認定された者を含む。）に通知する。
- 2 最高管理責任者は、本調査の終了から30日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に報告する。
  - 3 最高管理責任者は、調査に過程であっても不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに資金配分機関に報告する。

- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合で通報者が他機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(資金配分機関が行う調査等への協力)

第14条 センターは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査などの資金配分機関が行う調査等への協力するものとする。

(不服申立て)

第15条 不正使用が行われたと認定された被通報者は、第13条第1項に基づく通知の日から10日以内に、最高管理責任者に対して、書面により不服申立てをすることができる。ただし、10日以内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

(不服申立ての審査)

第16条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関わる場合は、最高管理責任者は、調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

- 2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。最高管理責任者は、その結果を通報者及び被通報者に通知する。また、資金配分機関にも通知する。
- 3 再調査を行う決定を行った場合は、調査委員会は、被通報者に対し当該事案の速やかな解明に向けて協力を求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 4 再調査を開始した場合は、調査委員会は、不服申立てを受けた日から概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の結果を被通報者及び通報者に通知する。被通報者が他機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、資金配分機関にも通知する。
- 6 前条に基づく不服申立てがなされた場合、本条前各項に定める不服申立ての審査の結果が決定されるまで、最高管理責任者は第10条第1項の一時的措置を延長することができる。

(通報者からの不服申立て)

第17条 悪意に基づく通報と認定された通報者は、その認定に対して、第15条の例により不服申立てができる。その審査及び再調査については、第16条に準じる。ただし、その場合、調査委員会は、不服申立てを受けた日から概ね30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。また、資金配分機関にも通知する。

(調査結果の公表)

第18条 不正使用が行われたとの認定があった場合は、最高管理責任者は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

- 2 不正使用が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。
- 3 悪意に基づく通報と認定された場合は、最高管理責任者は、不正使用は行われなかったこと等に加え、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

(研究資金の使用中止)

第19条 不正使用が行われたとの認定があった場合は、最高管理責任者は、不正使用への関与が認定さ

れた者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

（措置の解除等）

第20条 不正使用は行われなかったとの認定があった場合は、最高管理責任者は、第10条第1項に規定する一時的措置を解除する。

2 最高管理責任者は、被通報者の名誉を回復させるため、当該事案において不正使用が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。

3 不正使用が行われたと認定された場合は、最高管理責任者は、是正及び再発防止のために必要な措置等を講じる。

（処置）

第21条 理事長は、不正使用が行われたとの認定があった場合で被認定者がセンターに所属する者であるときは、就業規則その他関係諸規程の定めるところにより適切に処置する。

2 理事長は、通報が悪意に基づくものとの認定があった場合で当該通報者がセンターに所属する者である時も、前項同様に処置する。

（委員会の庶務）

第22条 委員会の庶務は、監査室において行うものとする。

（その他）

第23条 この規定に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年12月18日細則第20号）

（施行期日）

この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第132号）

（施行期日）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。